

第4章 整備・活用

1. 整備・活用の基本方針

「菅田庵」を価値づける要素の保存を前提として、整備・活用の基本方針を以下のように設定する。なお、整備に関しては昭和12(1937)年の重森三玲・完途氏による詳細な実測図(図18)とP32 図11があるのでその図を参考にすることとする。

①「菅田庵」の本質的価値の保存を大前提とした整備を実施する。

- ・ 史跡及び名勝の本質的価値を構成する枢要の諸要素である歴史的建造物、庭園を構成する庭や露地、植栽等の各諸要素の保存を確実にするための整備を行う。
- ・ 現存する歴史的建造物は、定期的な調査により状況を把握し、将来にわたり良好な状態で後世に引き継ぐために、今後とも計画的な保存修復を行う。
- ・ 各種施設の整備の際には、「菅田庵」の歴史的景観の保全を図る。
- ・ 指定地外については、歴史史料等の発見など条件が整えば、専門家の指導のもと菅田庵に至る道の整備や樹木配置、眺望などの再生についても検討を図る。
- ・ 便益施設及びサイン等の設置は、景観を損ねないよう配慮のうえ適所に設置する。
- ・ 防災関係設備については、史跡及び名勝の景観に十分配慮しながら、適切な時期に防火・防犯効果が十分に得られるよう更新する。

※なお、地下遺構については、平成28(2016)年4月6日に重文建造物の修理に伴い、耐震診断のための地盤のボーリング調査を実施した結果、表土の直下で赤土の地山を検出し、遺構・遺物は認められなかった。ただし、2か所の確認のみであるため、今後、掘削を伴う整備事業の場合は、再度の確認調査が必要である。

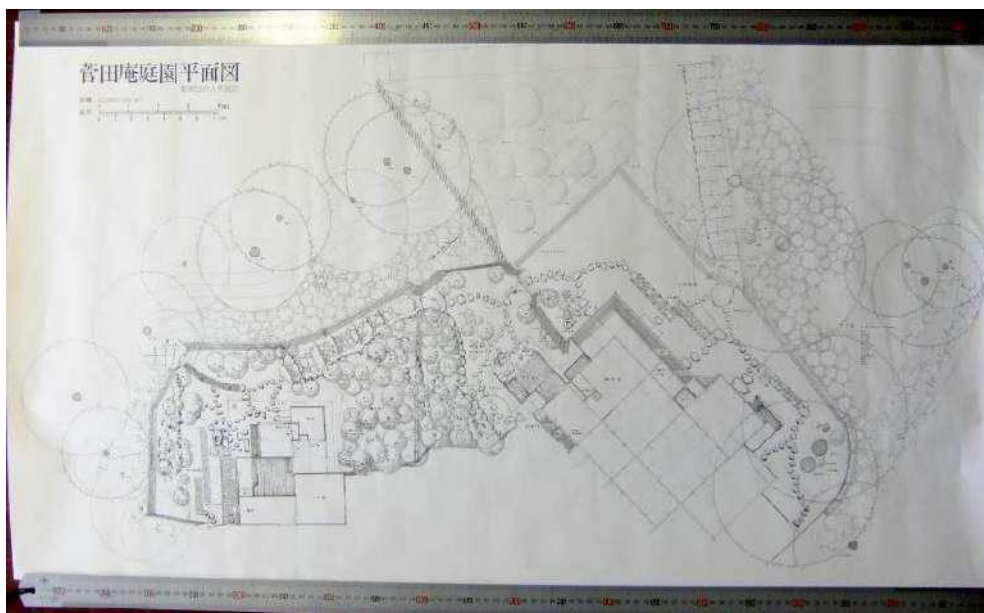


図18 菅田庵実測図 昭和12(1937)年3月実測「日本庭園史大系 江戸中末期の庭(二)」重森三玲・完途著 昭和47(1972)年

②関連する諸団体との連携・協力によって持続的で魅力的な活用の仕組みを構築するよう努める。

- ・「菅田庵」に関する情報を関連団体と共有する。
- ・市民や企業、NPO など多様な団体との連携・協働により周辺整備や活用を推進する。
- ・市民ボランティアとの連携・協働による見学コースの開発や、見どころを巡るガイドツアー等の拡充など、多くの見学者が本物の歴史に触れ学ぶ機会の創出を推進する。

2. 地区別整備・活用方針

各地区については、第3章 保存管理のP27に表7で現状と課題についてまとめた。したがって、この項では、それに基づいて個別の整備・活用方針を示す。また、その概要はP72の表12にまとめる。

1) 要素ごとの整備・活用方針

①「菅田庵」の本質的価値を構成する枢要の諸要素

ア) 史跡及び名勝を構成する歴史的建造物

・菅田庵及び向月亭

平成27(2015)～31(2019)年度の予定で、現在半解体修理を行っているが、排水機能が悪く、建造物の保存に悪影響がある。早期に史跡及び名勝の景観を阻害しない範囲で、総合的な排水施設・設備の整備を実施する必要がある。また、今回の修理に伴う地盤調査で、沈下が確認されたため修理後の建物が沈下しない対策を図る必要がある。

・御風呂屋

平成27(2015)～31(2019)年度の予定で、現在半解体修理を行っているが、ここも排水機能が悪く、建造物の保存に悪影響がある。早期に史跡及び名勝の景観を阻害しない範囲で、菅田庵及び向月亭と共に、総合的な排水施設・設備の整備を実施する。



写真 56 降雨時の御風呂屋の滞水状況 平成26(2014)年撮影

イ)庭園を構成する構造物等

・造成地形

造成地形は、各建物や庭園、露地等を配置し、それぞれを結ぶ通路を配置するために造成されたものである。これらの地形が毀損した場合は、直ちに旧に復せるよう、早急に古写真や実測図など資料等を整えておく必要がある。また、造成地形が崩れた場合は、資料等に基づいて速やかに旧に復する。

・池（写真 13, 21～24, 57 参照）

池と池辺の道は、セット関係にあるので昭和 40 年の整備事業を参考に修復する必要がある。その場合、楓等の補植や自生木の伐採とともに排水機能の維持の工夫が必要である。倒木処理と水質改善、排水設備、池辺の整備を至急実施する。



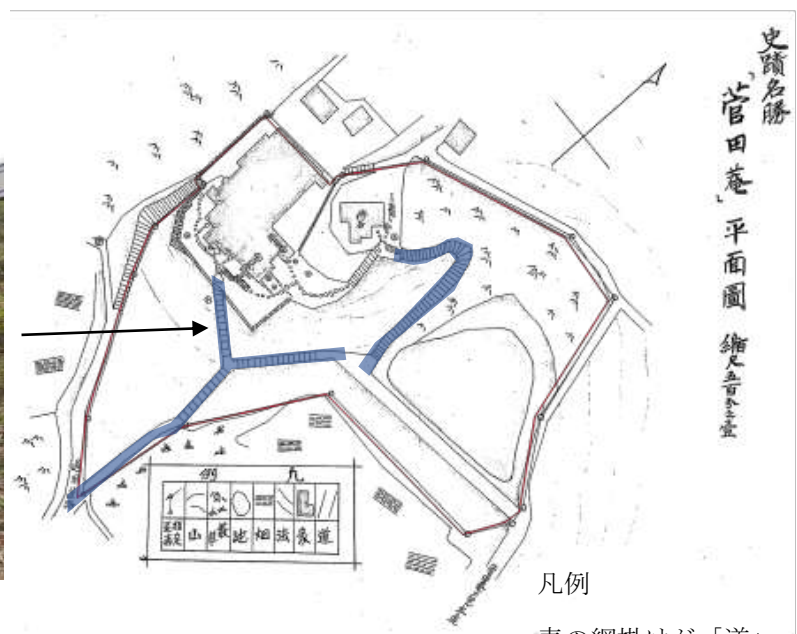
写真 57 池の倒木の状況 平成 26(2014)年撮影

・道（写真 21～24、58、図 19 参照）

指定地内の道は、下図が該当する。自然に配置された石段が土や草で隠れている箇所が見受けられる。したがって、下草の撤去等によって早急に整備する。



写真 58 向月亭から池の土堤門に至る道 平成26(2014)年撮影



凡例

青の網掛けが「道」

赤線は、指定範囲

図 19 道の位置図

- ・庭（写真 59, 60, 63, 64 参照）

向月亭前庭の敷砂は、経年で減少するので、定期的に補う必要がある。御風呂屋の庭の湿気対策は、周辺樹木の適切な管理と排水施設を検討することで解消する必要がある。昭和 24(1949)年の建造物修理後の史跡整備では、御風呂屋の庭にも敷砂したことを窺う資料があるが、敷砂の必要性を検討する必要がある。なお、建造物の整備・活用方針でも触れたように、早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。また、湿気対策のため適切な日照を確保する目的で、周辺樹木の伐採や枝払い等を実施する。

- ・門(中門 3、池の土堤門 1)(写真 59～65 参照)

過去の修理で屋根材が柿葺から銅板葺に変更されている。したがって、専門家の意見を聞きながら、資料等調査の上、旧に復する必要がある。



写真 59 向月亭と菅田庵の露地門の現況
平成 26(2014)年撮影



写真 60 向月亭前庭南の門の現況
平成 26(2014)年撮影



写真 61 御風呂屋入口の門の現況
平成 26(2014)年撮影



写真 62 池の土堤門の現況
平成 26(2014)年撮影

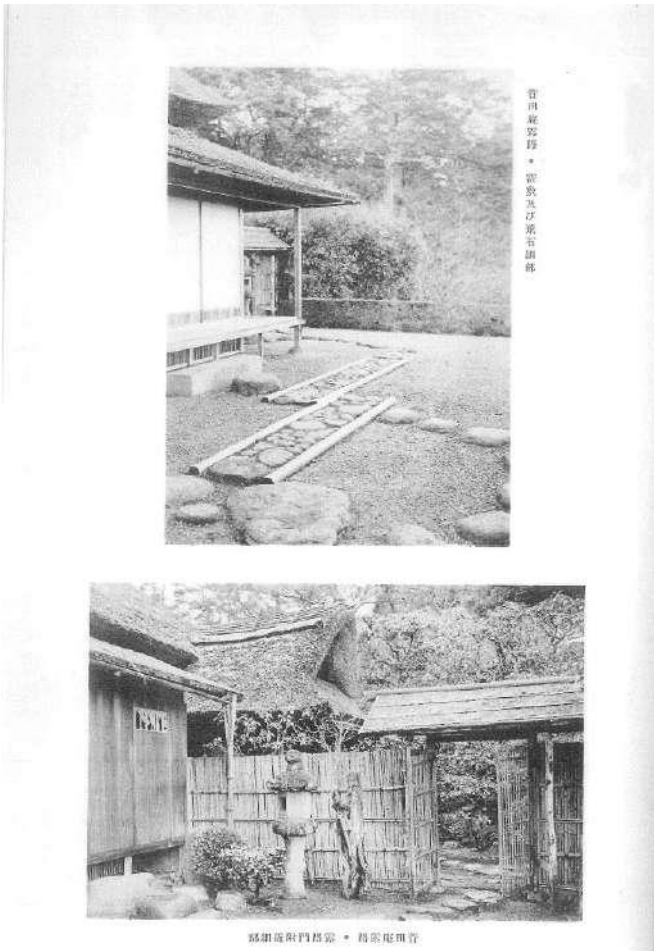
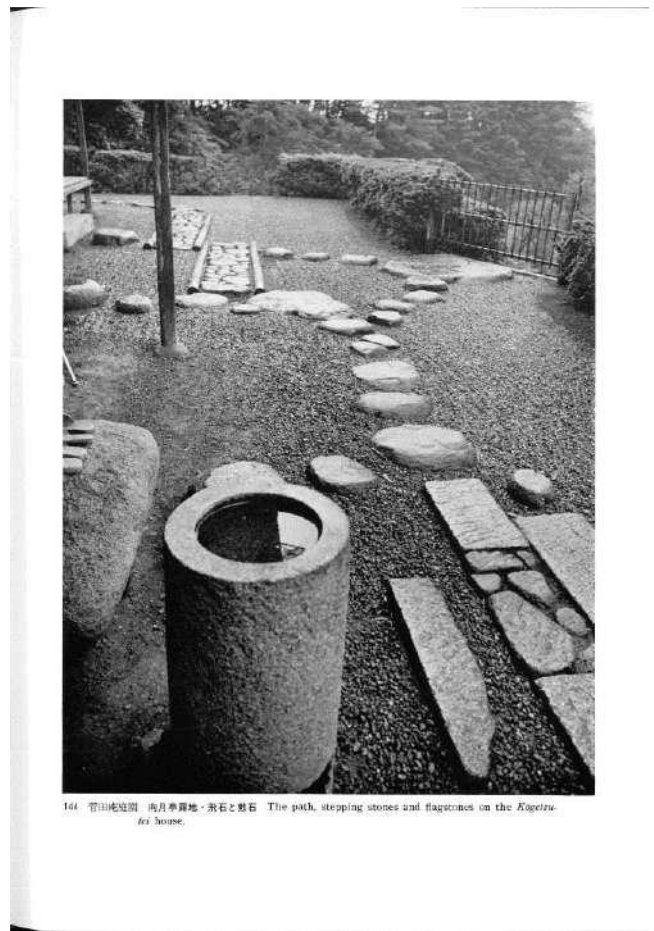


写真 63 昭和 13(1938)年以前の露地門 上段前庭の奥と下段正面。「日本庭園史図鑑」重森三玲著 昭和 13 年 3 月発行



164 菅田池庭園 梅月亭露地・飛石と敷石 The path, stepping stones and flagstones on the Kasetawa-ike house.

写真 64 昭和 47(1972)年以前の池の土堤門に降りる門 「日本庭園史大系」重森三玲・完途著 昭和 47 年 3 月発行

- ・竹穂垣、建仁寺垣（写真 59, 63, 66, 67 参照）

湿気により腐朽することや、現在樹木によって、竹穂垣が圧迫されているので、周辺樹木を整理する必要がある。

また、昭和 12 年実測図によると菅田庵の庭から土堤門にかけて四ツ目垣が、描かれている。この四ツ目垣を復元する必要がある。

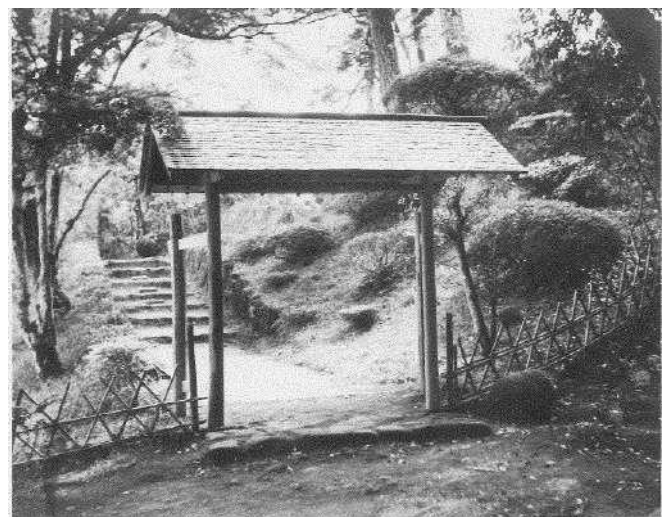


写真 65 昭和 17(1942)年度に修復した池の土堤門



写真 66 御風呂屋入口の竹穂垣の状況
平成 26(2014)年撮影



写真 67 菅田庵庭の建仁寺垣の状況
平成 26(2014)年撮影

- ・延段（P54 写真②と写真 60, 64 を比較参照）

丸太竹を設置し、旧に復する必要がある。丸太竹は、適切な時期を選んで更新する。

- ・蹲踞 1、飛石、沓脱石、灯籠 7 基、手水鉢 3 基（写真 59, 60, 63, 64, 67～70 参照）

蹲踞や灯籠などは、倒れたり傾かないよう、欠損等がないよう確認の上、必要に応じて補修や整備が必要である。また、蹲踞、手水鉢は常に清浄な状態である必要があり、飛石や役石等も合わせて確認の上、必要に応じて補修や整備が必要である。

ウ)庭園を構成する各主要素

- ・御風呂屋露地、菅田庵露地（P32 写真 14～19、P65 写真 68～70 参照）

それぞれの露地については、飛石や役石等の欠損等がないよう、目視確認等の日常管理が必要である。植生にない周辺樹木の伐採や剪定、周辺の植生構成樹木



写真 68 菅田庵露地 平成 26(2014)年撮影

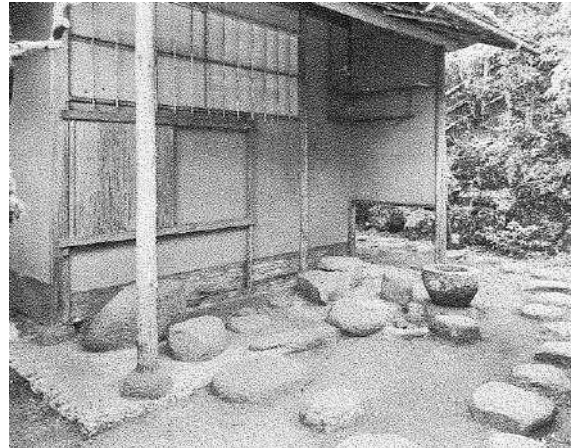


写真 69 菅田庵露地 「松江の茶室」岡田孝男著
昭和 45(1970)年 5 月

の間伐や枝払いが必要である。建造物保護のため排水機能の強化が必要であり、早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。

- ・眺望(P34 写真 20、P43 写真 40, 41、写真 71、図 20、第 6 章資料編 4 を参照)

眺望は重要な構成要素なので、適切に眺望を得る手段を講じる必要がある。

ただし、現在得られる眺望は、過去とは大きく異なるため、今後の維持管理上の問題も合わせて検討する必要がある。指定地に隣接する南側旧畑地のマダケの竹林は、史跡及び名勝の保存上非常に悪い影響を与えている。「菅田庵」の価値を向上させるためにも早急に伐採・整理する。

また、眺望は、向月亭から約 100～150m 離れた有澤家所有地の樹林によって遮られているので、どのように眺望を得るか調査した後、樹木を特定した上で計画的に実施する。また、その後の眺望の維持のための管理の方法も検討する。

なお、幕末の松江藩絵師、
陶山勝寂すやましょうじやくの「有澤公山屋敷

眺望図取」(資料編 4)によると、眺望の範囲は広く、東は嵩山、西は宍道湖の一部までが描かれている。

この絵が眺望の理想形と考えられるが、それに基づいて整備の必要な範囲を航空写真に示すと、写真 71 の網掛けした範囲となる。図 20 は、都市計画図に写真 71 で示した範囲を重ねた図である。陶山勝寂の絵に松江城が描かれていないのは、ちょうど中間地点に小丘陵があつて、松江城が見えないからである。



写真 70 御風呂屋露地の状況 平成 26(2014)年撮影



写真 71 菅田庵の眺望範囲

- ・池辺の道(P31 写真 13, P35 写真 21~24 参照)

昭和40年の整備写真を参考に、池辺の道の復元整備を早期に実施する。また、景観復原のための道南側周辺木については、樹木調査の結果を参考に補植する。

- ・サツキの生垣 (P36 写真 25~29 参照)

前庭の景観を維持し適切な

眺望を確保するため、高くなり

過ぎ、広がりすぎた生垣の高さを抑制する必要がある。大刈込と高さ調整しながら整備を実施する。昭和12年実測図と比較して大きくなりすぎているので、大刈込とともに年次計画的に高さを抑制し整えていく。

- ・大刈込 (P36 写真 26~29 参照)

サツキの生垣と高さ調整しながら整備を実施する。昭和12年実測図と比較して高くなりすぎているので、サツキの生垣と共に年次計画的に高さを抑制し整えていく。

- ・コケ類 (P38 写真 30, 31 参照)

コケ類は、日が当たりすぎると枯死するので、適切な日照と湿度を保てるよう周辺樹木管理が必要である。したがって、周辺樹木の伐採、剪定、枝払い等を至急実施する。

- ・庭園樹木(カシ、シャシャンボ、モッコク、カエデ、モミ、ヒサカキ、ドウダン、シイ等) (P38 表 8、写真 30, 31、P60 図 18 参照)

現状と昭和12年実測図を比較検討した上で、専門家の指導により計画的に補

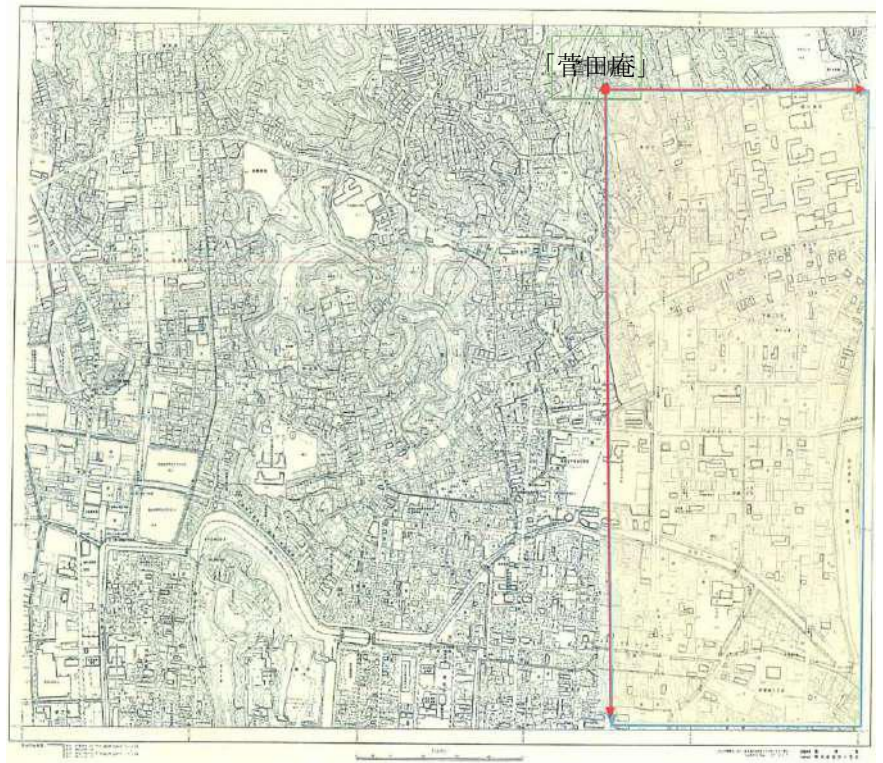


図20 眺望の整備によって眺望が開ける範囲

植や他樹種への植え替えを実施する。

②「菅田庵」の歴史的価値を構成する諸要素

・管理用建物（P39 写真 32, 33 参照）

古材調査や重要文化財建造物接続箇所調査等により、建物の履歴や価値付けを明瞭にし、何をどのように保存すべきか明らかにする必要がある。また、それを踏まえた上で、管理機能と活用機能を併せ持つ建物として、調理や水の使用も可能な設備の設置が必要である。当然ながら、それに伴って、防火や排水機能の新設や強化も必要である。なお、この度の重要文化財建物の半解体修理に伴う地盤調査で、沈下が確認されたため、今後、その修理に合わせて管理用建物として地盤沈下対策を施しつつ整備を実施する。

・楓の馬場(御成道) (指定地外) (P40 写真 34, 35 参照)

現指定地と一体的に維持管理する必要があり、追加指定が必要な個所である。一般公開に向けて、古写真等を参考に整備する。

・切通(指定地外) (P40 写真 36 参照)

倒木により造成地形が破壊されないよう、また、適切な眺望を得るためにも樹木管理が必要である。切通周辺の高木は、枝払いや伐採を実施する。また、古茶屋との関係性から条件を整えば追加指定を目指す。

・萩の台(指定地外) (P41 写真 37 参照)

「菅田村山荘之由来」では、ハギ・ススキなど季節の植物が段をなす情景が描かれ、故に重要な構成要素と考えられるが、復元できる痕跡や歴史史料が無い場合、範囲の確定もできない。史料の発見に努め、発見された場合、専門家の指導を得て、可能であれば復元する。それまでは、史跡及び名勝の隣接地として伐採、下草刈り、枝払い等により整備する。

・御成門(指定地外) (P40 写真 34, 35 参照)

現在の「菅田庵」にとって必要な門であるが、本来この位置に、「菅田庵」の門があったか否かについては、歴史史料等によって確認する必要がある。したがって、今後、速やかに史料等の発見に努め、不明な点を明らかにする必要がある。

- ・古茶屋(指定地外) (P42 写真 38, 39、図 12 参照)

この建物は改変が著しいものの不昧会の活動拠点の一つとして活用が図られている。今後も維持・管理・保存が課題であり、切通とともに、条件が整えば追加指定を目指す。

- ・周辺樹木群(指定地外) (P12 写真 1、P43 写真 40, 41、P44 表 9、P69 図 21 参照)

整備にあたっては、図 21 に植生状況を示しており、ほぼ全域に及ぶモウソウチク、南側の眺望を遮断するマダケを整理する。また、全体を 8 箇所に分け、それぞれの状況に応じて整備する。

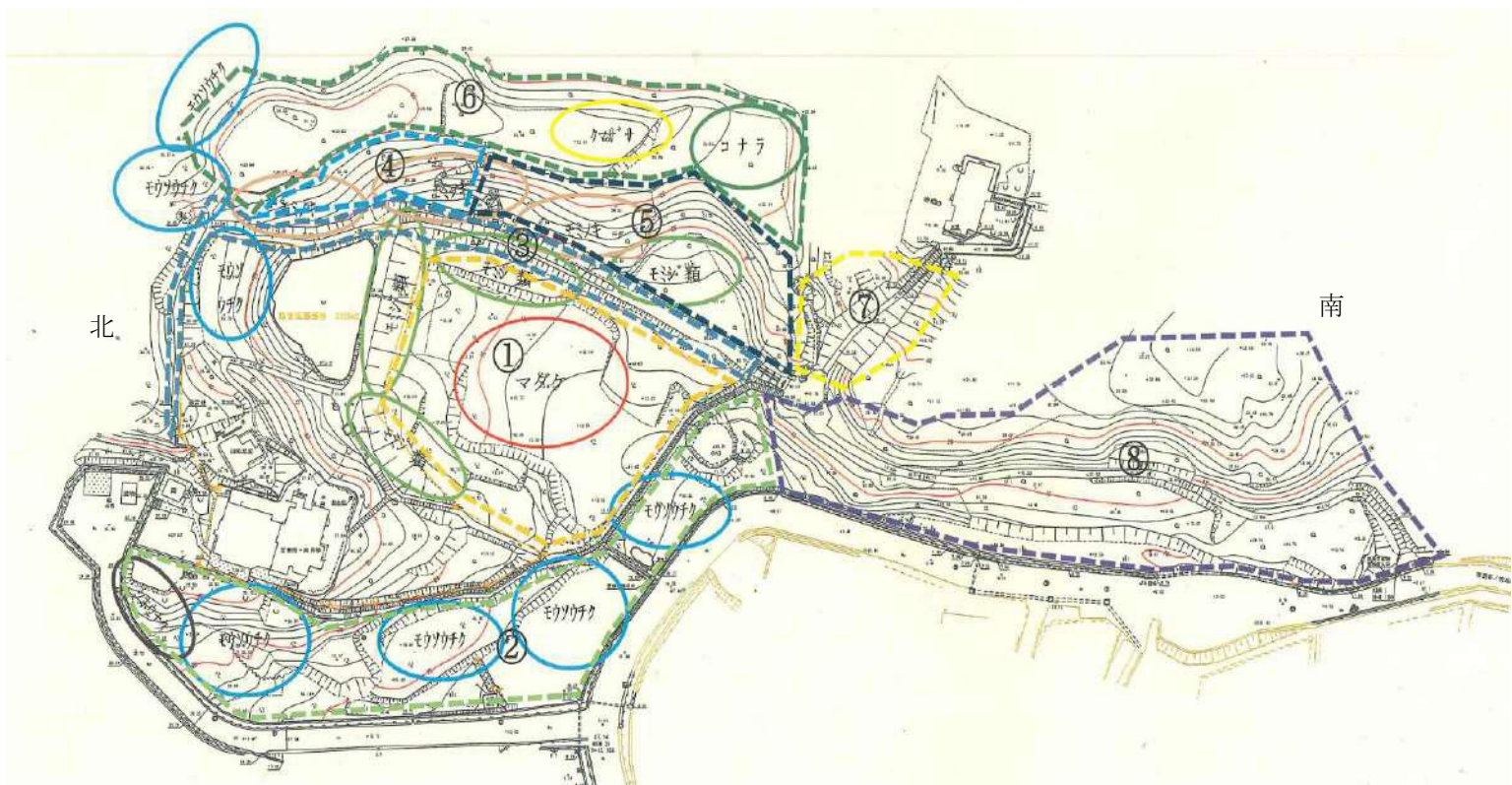


図 21 周辺地の植生状況と整備範囲

- ①の地区 マダケを整理する。園路側は、庭園樹で植栽を施す必要がある。
- ②の地区 モウソウチク群を間引き鬱蒼として湿度の高い状態を解消する。なお、本来の植生に無いシホウチクが存在するが、これらは「菅田庵」との関係性が考えられるため保護する必要がある。
- ③の地区 楓の馬場(御成道)周辺及び、池の北に向かう道沿いは、モミジ類やサクラが残っており、これらの庭園樹の補植によって景観を回復する必要がある。
- ④の地区 モミノキ群の中にモチノキが混ざっている。下草刈りと間伐、枝払い、

剪定が必要である。「萩の台」の復元については、専門家の調査と指導が必要である。

- ⑤の地区 モミノキやモミジ類が多く、コナラやスタジイも僅かながら生育している。ここも④と同様に下草刈りと間伐、枝払い、剪定が必要である。
- ⑥の地区 明々庵の移築地であり、クマザサやホテイチクが多く、少ないがサクラも生育している。明々庵との関係性が指摘できる植生が残っており、保護する必要がある。開けており樹木は多くはないが、下草刈りと枝払いが必要である。
- ⑦の地区 ヒノキとスギがある。「切通」保護のため、枝払い、剪定が必要である。
- ⑧の地区 湿度が高く鬱蒼としている。眺望の確保のためにも、下草刈りと間伐、枝払い、剪定が必要である。

③その他の要素

ア)文化財保存活用施設等

- ・ 史跡及び名勝標柱、文化財説明板(指定地外 P45・46 写真 42, 43 参照)


御成門前の花崗岩の標柱は、そのまま保存を図る。また、見学者用園路入口の史跡及び名勝の木柱は撤去する。「御成門」前の説明板は古く多少傷んでいるので、今後適切な時期に統一した素材とデザインで更新を図る。
- ・ 見学者駐車場(指定地外 P46 写真 44 参照)

一般公開に伴い見学者が増えると考えられるため、今後は大型車の駐車スペースを確保するなど駐車スペースを増設する。
- ・ 園路(①御成門から菅田庵まで、②駐車場から御成門まで)(指定地外 P46・47 写真 45～48 参照)
 - ①の園路については、両側の竹林の伐採を定期的実施する必要がある。また、西側のモウソウチク林の間伐、下刈り等を定期的かつ計画的に実施する。
 - ②の園路については、鬱蒼とした状態から、適度に陽が差し込むような状態にする必要がある。そのため樹木の間伐や剪定・枝払い、草刈り等を定期的実施する。

イ)管理施設・設備等

- ・ 防災設備、管理設備(埋設消火栓 2、放水銃 2、自動火災報知設備、避雷針、埋設管)(避雷針・放水銃 1 基のみ指定地外)(P48 表 10、写真 49, 50、P49 図 14 参照)

防災設備は、緊急時に簡単な操作、若しくは自動で目的が達成できる設備に更新する必要がある。[REDACTED]したがって、

防災設備は、最新のものに更新するとともに、。

- ・ 防災道路、ポンプ室、管理者駐車場、防災設備(放水銃1基)(指定地外 P49 写真 51、P50 写真 53、P51 写真 55 参照)

上述と同様であるが、一体的に更新を図るとともに、機能強化が不可欠である。

- ・ 便益施設(トイレ)(指定地外 P50 写真 52 参照)

一般公開にトイレの改修は必須である。今後、使い易いよう多目的トイレに更新するなど利用し易いよう整備する。また、現在、浄化槽が破損し、使用不能なため浄化槽の新設を行う。

- ・ 管理施設(管理用門、柵塀類、埋設管、電柱類)(指定地外 P50・51 写真 53～55 参照)

園路(御成門から菅田庵)の建仁寺垣と御成門付近の四ツ目垣を復旧し、状態を定期的に把握し必要に応じて修理する。地下消火栓の配水管は、本体設備更新時に管も更新を図る。電柱類は、今後も向月亭前庭から見えないよう、樹木で遮蔽する。それ以外の整備は、必要に応じて実施する。

ウ)その他

- ・ 土蔵(指定地外 P50 写真 53 参照)


適切な温湿度を常に維持する必要がある。また、建物や既存設備の修理が必要になれば、修理を実施する。

表 12

◆「菅田庵」を構成する諸要素と現状・課題・整備方針一覧(各呼称は 図2.4を参照)

要 素 区 分	「菅田庵」を構成する諸要素		現 状	課 題	整 備 方 針	優 先 順 位 A: 早急に実施する B: 中期的視点に 立って計画的に実施 する C: 中長期的視点に 立って実施する。或 は、必要に応じて実施 する	
	史跡及び名勝指定地内	史跡及び名勝指定地外					
① 「菅田庵」の本質的価値を構成する主要の諸要素	(ア)史跡及び名勝を構成する歴史的建造物	菅田庵及び向月亭	排水機能が悪く、建造物の保存に悪影響がある。くつろぎの間の西側は、盛り土のため沈下しているため、対策を図る必要がある。	早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。平成27(2015)～31(2019)年度の修理時に、今後沈下が起きないよう対策を図る必要がある。	早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。平成27～31年度の修理時に、今後沈下が起きないよう対策を図る。	A	
		附御風呂屋	平成27(2015)～31(2019)年度の予定で、半解体修理を実施中である。	排水機能が悪く、建造物の保存に悪影響がある。	早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。	A	
		造成地形	露地と庭園の造成地形は、現在は健全な状態である。池辺の道は、池側に地滑り状に崩れたため、昭和40(1965)年補助事業で修復している。	直ちに旧に復せるよう、古写真や実測図など資料等を整えておく必要がある。	造成地形が崩れた場合は、資料等に基づいて速やかに旧に復する。	復原資料を整えることはA それに伴う整備はC	
		池	池や池辺は倒木や雑草の繁茂により荒廃し、水質も悪化している。池辺の道の地下を通る排水木樋が機能していない。	池と池辺の道は、セッ関係にあるので昭和40(1965)年の整備事業を参考に修復する必要がある。その場合、排水機能の維持の工夫が必要である。	倒木処理と水質改善、排水設備、池辺の整備を至急実施する。	A	
		道	石で配置した段が土や草で隠れている箇所がある。	土や草の撤去等が必要である。	史跡及び名勝指定地の整備事業の中で、早期に実施する。	A	
		庭	向月亭前庭は、日当たりが良いので、良好に保たれているが、御風呂屋の庭は、周辺樹木のため湿度が高く、建物へ悪影響がある。	向月亭前庭の敷砂が、減少しているため、補う必要がある。御風呂屋の庭の湿度対策は、周辺樹木の適切な管理と排水施設を検討することで解消する必要がある。昭和24(1949)年の建造物修理後の史跡整備では、御風呂屋の庭にも敷砂したことを窺う資料があるが、敷砂の必要性を検討する必要がある。	早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。周辺樹木の伐採や枝払い等を実施する。	A 敷砂の補充はC	
		門(中門3、池の土境門1)	池の土境門や中門の戸の意匠、屋根葺き材など、古写真と比較して現状が異なっている。	専門家の意見を聞きながら、資料等調査の上、旧に復する必要がある。	複数の古写真があるため、専門家の指導によって適切な状態を選択した上で、旧に復す。なお、池の土境門は、昭和17年の災害復旧時の資料を松江市で保管している。	A	
		(イ)庭園を構成する建造物等	竹穂垣	傷んで腐朽している。周辺樹木等に圧迫されている。	湿気により腐朽することや、現在樹木によって、竹穂垣が圧迫されているので、周辺樹木を管理する必要がある。	周辺樹木の伐採や枝払い等、竹穂垣に悪ならないように整備する。一般公開までに竹穂垣全部を更新する。	A
			建仁寺垣	傷んで腐朽した箇所がみられる。なお、昭和12(1937)年の実測図には、菅田庵と向月亭の間の中門の建仁寺垣から、池の土境門まで四ツ目垣が描かれているが、現在は無い。	湿気により腐朽するので、周辺樹木の管理が必要である。四ツ目垣を復元する必要がある。	周辺樹木の伐採や枝払い等の整備を実施する。一般公開までに建仁寺垣全部を、更新する。四ツ目垣を復元設置する。	A
			延段	丸太竹が撤去された状態のままである。	丸太竹を設置し、旧に復する必要がある。丸太竹は、適切な時期を選んで更新する必要がある。	一般公開までに丸太竹を設置する。	A
	踏躰1		古写真や資料と比較して現状に変更は見られない。	倒れたり傾かないよう目視確認等が必要である。常に清浄に保つ必要がある。	特に、整備計画を立てて整備する状況ではないが、目視確認等によって欠損等が発生した場合は、速やかに補修する。	C	
	飛石		古写真や資料と比較して現状に変更は見られない。	飛石や役石等の欠損等がないよう、目視確認等が必要である。	同上	C	
	番石		古写真や資料と比較して破損等は見られない。	欠損等がないよう、目視確認等が必要である。	同上	C	
	灯笼7		古写真や資料と比較して破損等は見られない。	倒れたり傾いたり欠損等がないよう、目視確認等が必要である。	同上	C	
	手水鉢3		古写真や資料と比較して破損等は見られない。	倒れたり傾いたり欠損等がないよう、目視確認等が必要である。	同上	C	
	(ウ)庭園を構成する各主要要素		御風呂屋露地	古写真と比較して現状に変更は見られないが、周辺樹木によって暗く、湿度も高くなっている。そのため建物の腐朽を進めている。	飛石や役石等の欠損等がないよう、目視確認等が必要である。植生にない周辺樹木の伐採や剪定、植生構成樹木の間伐や枝払いが必要である。建造物保護のため排水機能の強化が必要である。	周辺樹木の伐採、剪定、枝払い等を至急実施する。早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。	A
			菅田庵露地	古写真と比較して現状に変更は見られないが、周辺樹木によって暗く、湿度も高くなっている。そのため建物の腐朽を進めている。	飛石や役石等の欠損等がないよう、目視確認等が必要である。植生にない周辺樹木の伐採や剪定、植生構成樹木の間伐や枝払いが必要である。建造物保護のため排水機能の強化が必要である。	周辺樹木の伐採、剪定、枝払い等を至急実施する。早期に総合的な排水施設・設備の整備を実施する。	A
		池辺の道	池周辺木の倒木と池辺の道の自生木等によって荒廃し、史跡及び名勝の価値が損なわれている。また、昭和40(1965)年の整備では道の両側に生垣が植栽されたが、全く見られない。	整備後の状態の維持が課題となる。	昭和40年の整備写真を参考に、池辺の道の復元整備を早期に実施する。また、景観復原のための道南側周辺木については、樹木調査の結果を参考に補植する。	A	
		眺望	かつては、城下町や大橋川、田園地帯と大山まで望めたが、現在は、樹木が完全に遮っている。	眺望は重要な構成要素なので、適切に眺望を得る手段を講じる必要がある。眺望を遮っている樹木を調査した上で伐採、間伐、枝払い等を実施する必要がある。眺望の保護のため、追加指定を検討する必要がある。	指定地に隣接する南側旧畑地の真竹の竹林は、早急に伐採する。眺望は、向月亭から約100～150m離れた有澤家所有地の樹林によって遮られているので、どのように眺望を得るか、決定した後に、調査によって樹木を特定した上で計画的に実施する。また、その後の眺望の維持のための管理の方法や追加指定等も検討する。	指定地南隣接地の竹林の整備はA それ以外はB	
	(エ)庭園を構成する植栽等	サツキの生垣	昭和12(1937)年の実測図では、高約63cm、幅約36cmだが、現在は、菅田庵側で、高110cm、幅100cm、くつろぎの間側で、高100cm、幅70cmある。	前庭の景観を維持し適切な眺望を確保するため、高くなり過ぎ、広がりが過ぎた生垣を大刈込との調和を図りつつ、どのように整備するかが課題である。	大刈込と高さ調整しながら整備を実施する。昭和12年実測図と比較して大きくなりすぎているので、大刈込とともに年次計画的に高さを抑制し整えていく。	A	
		大刈込(カシ)	昭和12(1937)年の実測図では、高刈込は水平で、サツキの生垣と同高となっているが、現在は、60～70cm高くなっている。	眺望と景観維持のためサツキの生垣と共に、計画的に前庭の景色との調和を図っていくことが課題である。	サツキの生垣と高さ調整しながら整備を実施する。昭和12年実測図と比較して大きくなりすぎているので、サツキの生垣とともに年次計画的に高さを抑制し整えていく。	A	
		コケ類	現状を保存する必要がある。	コケ類は、日が当たりすぎると枯死するので、適切な日照と湿度を保てるよう周辺樹木管理が必要である。	周辺樹木の伐採、剪定、枝払い等を至急実施する。	A	
		庭園樹木(カシ、シャヤンボ、モッコク、カエデ、モミ、ヒサカキ、ドウダン、シイ等)	昭和12(1937)年の実測図と現状を比較すると、かなり庭園樹木が減っている。	専門家の指導により、必要に応じて補植や他樹種への植え替えを検討する必要がある。	昭和12年の実測図と現状を比較検討した上で、専門家の指導により計画的に補植や他樹種への植え替えを実施する。	B	
	② 「菅田庵」の歴史的価値を構成する諸要素	管理用建物	管理・住居を兼ねた建物で、重要文化財建造物と一体化している。平成28(2016)年度の目視確認で、かなりの箇所に古材がみられる。	この建物では火や水の使用が想定されるので、防火や排水対策の検討も必要である。管理活用のため古材調査や重要文化財建造物接続箇所調査等により建物の履歴を明らかにし、価値付けを明確にする必要がある。	今後、重要文化財建造物修理に合わせて管理用建物として整備を実施する。	A	
楓の馬場(御成道)		藩主が歩く本来の道であるが、雑草が茂り、周辺樹木により鬱蒼としている。配石の段が土や草で隠れている。	現指定地と一体的に維持管理する必要がある。追加指定が必要な箇所である。	御成道として一般公開に向けて、古写真等を参考に整備する。追加指定を進めていく。	A		
切通		切通の造成地形が明確に維持されている。切通上の樹木が成長し過ぎている。また、眺望とも関わる樹木群が存在している箇所である。	倒木により造成地形が破壊されないよう、また、適切な眺望を得るためにも樹木管理が必要である。古茶屋との関係性から追加指定の検討も必要である。	切通周辺の高木は、枝払いや伐採を実施する。古茶屋との関係性から条件が整えば追加指定を目指す。	B		
萩の台		平成28(2016)年度実施の植生調査では、痕跡を見出せなかった。萩の台の造成地形も現状では確認できない。	「菅田村山荘の由来」では、ハギ・ススキなど季節の植物が段をなす情景が描かれ、故に重要な構成要素と考えられるが、復元できる痕跡や歴史史料が無い範囲の確定もできない。	史料の発見に努め、発見された場合、専門家の指導を得て、可能であれば復元する。それまでは、史跡及び名勝の隣接地として伐採、下草刈り、枝払い等により整備する。	C		
御成門		「菅田庵」本来の門ではなく、明々庵移築時の門で、入口の機能と景観維持に貢献している。	現在の「菅田庵」にとって必要な門であるが、本来この位置に、「菅田庵」の門があったか否かについては、歴史史料等によって確認する必要がある。	史料等の発見に努める。	C		
古茶屋		改変が著しいが、「菅田庵」より古い建物である。切通の造成からも「菅田庵」との関係性がある。現在、不味会の活動拠点として活用されている。	維持・管理・保存が課題であり、条件が整えば追加指定を検討する。	切通とともに、条件が整えば追加指定を目指す。	B		
周辺樹木群		史跡及び名勝周辺樹木は、鬱蒼としているため、日が通らず高湿度の状態。そのため菌類、害虫の発生も多い。	間伐や剪定による樹木の整理と排水施設の計画的整備が必要である。	史跡周辺の広範囲に及ぶため、計画的に実施する。	B		
③ その他の要素	(ア)文化財保存活用施設等	史跡及び名勝標柱	花崗岩の標柱は、まだまだ状態が良い。また、史跡及び名勝の木柱が一本腐朽のため倒れている。	花崗岩の標柱は、そのまま保存を図る。また、史跡及び名勝の木柱は撤去を検討する。	史跡及び名勝の木柱は撤去する。	C	
		文化財説明板	説明板は、見学者駐車場脇の園路入口と、「御成門」前に設置されている。	「御成門」前の説明板は古く多少傷んでいるので、今後適切な時期に統一した素材とデザインで更新を図る。	「御成門」前の説明板は、適切な時期に意匠等を統一し更新する。	B	
		見学者駐車場	荒れた状態ではない。普通車10台分のスペースである。	一般公開に伴い見学者が増えると考えられるため、今後は大型車の駐車スペースの確保など増設を検討する必要がある。	一般公開に向け駐車スペースを増設する。	A	
		園路(御成門から菅田庵まで)	樹木が多いため湿度が高く鬱蒼としている。そのため滑りやすい。建仁寺垣が、数年前で腐朽する。	園路の両側の竹林の伐採を実施する必要がある。	旧畑地の真竹の伐採・除去、園路西側の孟宗竹林の間伐、下刈り等を定期的かつ計画的に実施する。	A	
	(イ)管理施設・設備等	園路(駐車場から御成門まで)	樹木が多いため湿度が高く鬱蒼としている。そのため草が茂りやすい。	鬱蒼とした状態から、適度に陽が差し込むような状態にする必要がある。そのため間伐や剪定、下刈り等の管理を計画的に実施する必要がある。	樹木の間伐や剪定・枝払い、草刈り等を定期的に実施する。	B	
		防災道路、ポンプ室、管理者駐車場、防災設備(放水銃1)	防災道路とポンプ室に特に問題はない。防災設備は、緊急時に即座に対応できない。	防災設備は、緊急時に簡単な操作、若しくは自動で目的が達成できる設備に更新する必要がある。	防災設備は、最新のものに更新する必要がある。	A	
		便施設(トイレ)	平成8(1996)年頃設置された、和式のトイレで現在、浄化槽の故障のため使用できない。	今後、一般公開と同時に、使い易いよう設備の更新を図る必要がある。	一般公開にトイレの改修は必須である。多目的トイレに更新するなど利用し易いよう整備する。併せて浄化槽も新設する。	A	
		管理用門と柵は、管理者の駐車場に所在しているが、健全な状態にある。また、見学者園路に建仁寺垣や御成門付近に竹垣があるが、腐朽している。埋設管は指定地内に、地下消火栓の配水管、管理用建物の水道管、浄化槽への接続管がある。電柱類は防災道路上に設置されている。	園路(御成門から菅田庵)の建仁寺垣と御成門付近の四ツ目垣を復旧し、状態を定期的に把握しておく必要がある。地下消火栓の配水管は、本体設備更新時に管も更新を図る。電柱類は、今後も向月亭前庭から見えないう、樹木で遮蔽する必要はある。	園路(御成門から菅田庵)の建仁寺垣と御成門付近の四ツ目垣は一般公開までに、復旧する。 消防設備関係の埋設管の更新は、計画的に実施する。それ以外は、必要に応じて実施する。	園路(御成門から菅田庵)の建仁寺垣と御成門付近の四ツ目垣はA 消防設備関係はB それ以外はC		
		土蔵	土蔵内外部の状態は良いので、修理を急ぐ状態ではない。防犯設備も十分機能している。	適切な温湿度を常に維持する必要がある。	建物や既存設備の修理が必要になれば、修理を実施する。	C	